

A decorative graphic on the right side of the page features three overlapping circles of varying shades of blue. Two thin blue lines originate from the top left and extend diagonally towards the right, passing behind the circles. The circles are arranged vertically, with the largest one at the top, a medium one in the middle, and a large one at the bottom right.

あきしま地域福祉ネットワーク

会 員 規 約

私達は、市民が住み慣れた地域で安心して生活ができるようなまちづくりを目指し、昭島市内で保健・医療・福祉の各分野で活躍している関係者たちのネットワークです！！市内の福祉関連機関により質の高い介護サービス提供を担保するために、事業者間の情報交換、介護サービスに係る事例研究、研修会等を実施し、市民の方々の介護環境をしっかりとサポートしていきます。

あきしま地域福祉ネットワーク役員会
2014/05/22

あきしま地域福祉ネットワーク規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は「あきしま地域福祉ネットワーク」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、昭島市社会福祉協議会が行い、所在地は昭島市昭和町四丁目7番1号昭島市保健福祉センター(あいぼっく)社会福祉協議会内に置くものとする。

(目的)

第3条 本会は、保健・医療・福祉等の連携を図るため、会員相互の資質の向上及び制度の改善や新しいサービスの創造を模索し、もって市民が住み慣れた地域で安心して生活ができるようなまちづくりを支援していくことを目的とする。

(会員)

第4条 会員は、会の目的に賛同し会費を納めた昭島市内で保健・医療・福祉等に関連する活動を行う団体とする。

(会費)

第5条 本会の運営に必要とする会費(年会費)を、次のとおり徴収する。又、必要により部会活動費を役員会の承認にて徴収することができる。

- (1) 会員 1事業所 — 3千円

(入会)

第6条 本会に入会を希望する場合は会長に申込みを行い、もって役員会に諮り入会の可否を決定する。

(退会)

第7条 退会は原則として自由であるが、書面をもって会長に提出するものとする。

第2章 事業

(事業)

第8条 本会は下記に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 資質の向上のための研修や講座の開催
- (2) 事業所間の連携を図るための情報交換等
- (3) 行政との連携を図るための情報交換等
- (4) その他、会の目的に添った事業

第3章 組織

(役員)

第9条 本会は下記の役員を置き、会のスムーズな運営を図る。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 会計 2名

2 役員は会員より13名以上、16名までとし、選出された役員の中で各役職を互選して総会で承認を得る。

(相談役)

第10条 本会には、相談役を若干名おくことができる。

- (1) 相談役は役員会でのこれを推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (2) 相談役は本会の運営について役員会、委員会及び会長に助言する。

(役員会)

第11条 役員会は、第9条の役員で構成するものとする。役員会は必要に応じて開催し、会の活動を促進させるものとする。

(会計監査)

第12条 会計の監査は随時これを行うことができる。

2 監査役は1名、任期は1年とし、会員外より選出する。また、再任はさまたげない。

(会計報告)

第13条 収支計算書を作成し、これを年1回総会で報告して承認を得る。

第4章 会議

(全体会)

第14条 全体会については、全ての会員及び役員会において承認された関係者を対象に、定期的を開催するほか、役員会および会員の要請により随時開催するものとする。

(総会)

第15条 総会は、下記の事項について審議決定する。

- (1) 役員職の承認に関する事
- (2) 規約の改正に関する事
- (3) 事業報告、決算報告、事業計画・予算の承認に関する事

(4) その他、議決を要する重要事項

(議事)

第16条 総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む。）の出席により成立し、総会の議事は出席者の過半数で決定する。

附 則

この規約は、平成15年4月18日より施行する。

この規約は、平成18年5月24日より施行する。

この規約は、平成23年5月24日より施行する。

この規約は、平成25年3月21日より施行する。

この規約は、平成26年5月23日より施行する。